

# 小松市納骨堂、小松市合葬墓

## 申込みのしおり



**小松市**

令和4年4月

## はじめに

近年、少子高齢化や核家族化が進み、人々のライフスタイルや価値観の多様化により、お墓を取り巻く環境は、大きく変わりつつあります。

納骨堂、合葬墓は、市が遺骨をお預かりして運営する新しいタイプのお墓です。お墓の維持・管理や承継の必要がなく、こうしたことでお悩みの方にも安心してご利用いただけます。

この「しおり」を最後までご覧になり、ご家族の方ともよく相談されてからお申込みください。

## もくじ

1.	納骨堂、合葬墓の特色	2
2.	案内図	2
3.	用語の解説	3
4.	納骨堂、合葬墓について	4
5.	参拝について	5
6.	使用料について	7
7.	申込み資格について	8
8.	手続きの流れについて	10
9.	必要書類について	11
10.	納骨堂、合葬墓への収蔵手続きについて	12
11.	その他注意事項	13

## 1. 納骨堂、合葬墓の特色

- ◎ お墓を個人で管理する必要がありません。また墓石を建立する必要がないため費用を軽減できます。
- ◎ お墓を承継する必要がありません。
- ◎ 納骨堂については生前に使用を申込みできます。

## 2. 案内図



### 3. 用語の解説

#### 申請者とは

納骨堂や合葬墓を使用したいという意思があり、申込みをする方。(現在ご存命の方)

#### 祭祀主宰者とは

葬儀の喪主、法事の施主など遺骨を守っていく立場にある方。

#### 使用者とは

納骨堂や合葬墓に遺骨を収蔵する許可を得て、納骨堂や合葬墓を使用する方。

#### 生前予約とは

現在ご存命の本人が、将来、納骨堂に遺骨が収蔵されることを希望して申込みする場合。

#### 被収蔵者とは

納骨堂や合葬墓に、遺骨が今後、納骨される方、あるいはすでに納骨されている方。

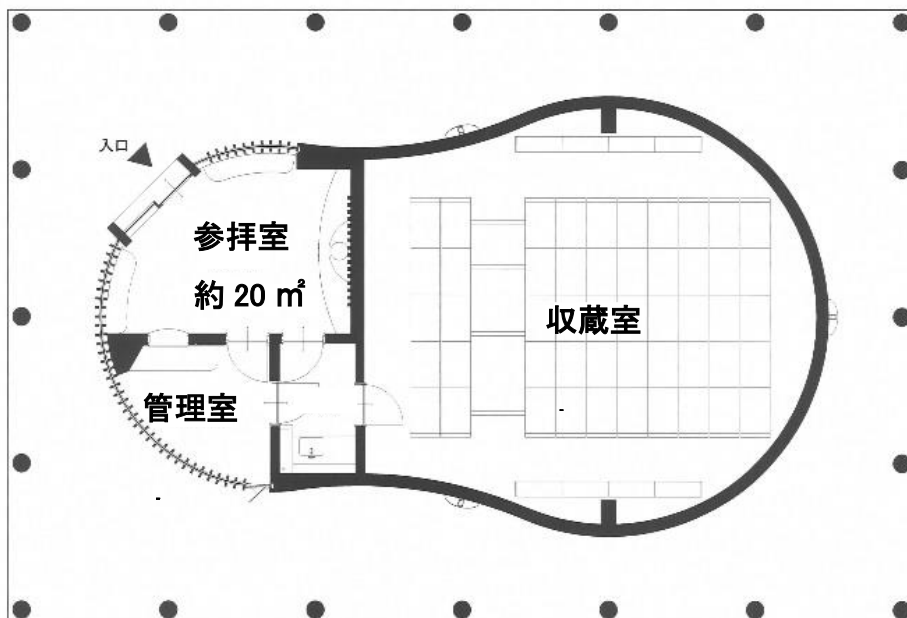
#### 改葬とは

すでに墓地(納骨堂など)に埋蔵、収蔵されている遺骨を他の墓地(納骨堂など)へ移すこと。

## 4. 納骨堂、合葬墓について

### 納骨堂の使用

- (1) 遺骨を骨壺に入れた状態でお預かりし、10年間もしくは20年間（申込時に選択）納骨棚に収蔵します。遺骨所持の場合は使用許可日から、また生前予約の場合は亡くなって納骨してから10年間もしくは20年間収蔵します。
- (2) 収蔵期間を経過した後は、遺骨を骨壺から納骨袋に移し替え、合葬墓にて合祀します。その際、手続きや費用は不要です。
- (3) 納骨できる骨壺のサイズは、幅23.5cm 高さ28cm 奥行23.5cm以内となります。 ※化粧袋なども含めて、このサイズです。
- (4) 遺骨1体につき骨壺1個でお預かりします。  
※ 複数体の遺骨を1つの骨壺に納めることはできません。
- (5) 納骨堂での収蔵期間内に利用者からの申し出があった場合に、遺骨は返還され改葬をすることが可能です。

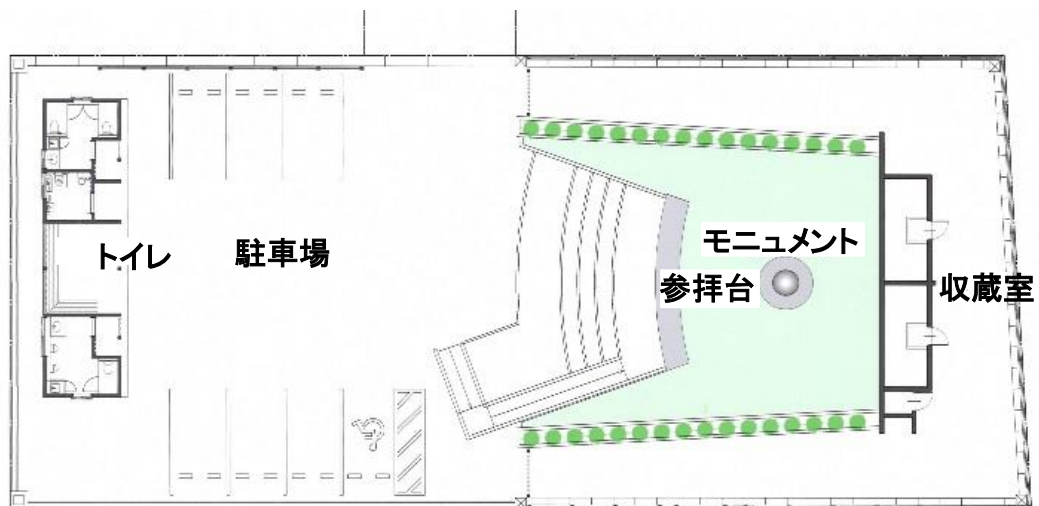


管理室や収蔵室は入室出来ません

納骨堂平面図

## 合葬墓の使用

- (1) 遺骨を市で用意する納骨袋に入れた状態でお預かりし、永代にわたって収蔵します。
- (2) 合祀されるため遺骨の返還はできません。(お墓などに移せない)
- (3) 合葬墓の生前予約はできません。



収蔵室は入室できません

合葬墓平面図

## 5. 参拝について

### 納骨堂の場合

- (1) 平日は閉館しており、参拝室はご使用できません。ただし、事前予約により、午前9:30から午後4:30時までの間はご使用できます。
- (2) 土日、祝日(年末年始は除く)とお盆(8月13日～16日)は、午前9:30から午後4:30まで開館しており、参拝室のご使用が可能です。
- (3) 法要などで参拝室を貸切り使用するような場合には事前に予約が必要です。  
※ 参拝室を貸切り使用する場合、時間は最長で30分間です。  
※ お盆など繁忙期には参拝室の貸切り使用はできません。

- (4) 参拝室にて献花することができます。ただし、線香、ろうそく等の火気は使用できません。また必ず献花、供物等はお持ち帰りください。
- (5) 屋外にも参拝台がありますが、線香、ろうそく等の火気は使用できません。
- (6) 納骨堂の収蔵室には入室できません。

参拝室使用の申込み先 : 小松市役所 2階 建築住宅課

電話 0761-24-8159

※ 申込み日時 : 平日 (※ 土日、祝日、年末年始を除く)

時間 8時40分から17時25分

なお、ご使用を予約する日の3日前(土日、祝日を除く)までに お申込みください。

#### 合葬墓の場合

- (1) 施設正面にはモニュメントや献花台など参拝スペースが設けられています。
- (2) いつでもご自由に参拝できます。
- (3) 参拝後は、ろうそくや線香など火気の後始末をし、献花等も含めてすべて持ち帰ってください。
- (4) 合葬墓の収蔵室には入室できません。

※ 市では、慰霊祭、法要、供養などの宗教的な行事は行っておりません。  
またその斡旋も行っておりません。

## 6. 使用料について

使用区分		市民使用料	市民以外使用料
納骨堂 ※10年間収蔵後 合葬墓へ	生前予約	200,000円/体	300,000円/体
	遺骨所持	150,000円/体	225,000円/体
納骨堂 20年間収蔵後 合葬墓へ	生前予約	280,000円/体	420,000円/体
	遺骨所持	230,000円/体	345,000円/体
合葬墓	遺骨所持	70,000円/体	105,000円/体

※ 上記、納骨堂の使用料には、合葬墓での収蔵使用料も含まれています。

※ 10年間収蔵の場合10年間の延長が一回限り可能です。延長料金10万円。

■ 遺骨を納骨する前に納骨堂、合葬墓の使用を取りやめた場合、許可日から3年以内であれば、規定により使用料を一部返還します。(生前予約を含む)

1. 使用許可から1年以内に返還されたとき . . . 80% 還付
2. 使用許可から1年を超え、2年以内に返還されたとき . . . 60% 還付
3. 使用許可から2年を超え、3年以内に返還されたとき . . . 40% 還付

<市民使用料が適用される条件>

※ 以下のいずれかに該当すること。

1. 申請者(納骨しようとする者)が市内に住所を有する場合。
2. 被収蔵者(納骨される者)が市内に住所を有していた場合。
  1. 2 いずれも継続して3ヶ月以上、市内に住所がある必要があります。
3. 遺骨の改葬で使用申請する場合は、改葬元の墓地等が市内にある場合。



- 他の墓地等(墓地や納骨堂)から、合葬墓へ遺骨を改葬する場合  
遺骨が4体を超える場合には、使用料は上限4体分となります。  
※ 個人が祭祀している墓地等からの改葬に限ります。  
※ 詳細は、ご相談ください。

## 7. 申込み資格について

<現に所持している遺骨を収蔵する方>

1. 収蔵する遺骨の祭祀主宰者であること。  
もしくは、縁故者(配偶者、3親等以内の血族、2親等以内の姻族、養父母、養子)であること。
2. 申請者あるいは被収蔵者が、市内に住所を有すること。  
※ 市内に引き続き3ヶ月居住している者。  
または、  
申請者あるいは被収蔵者が、本市に居住する目的で市内に家屋、土地を有すること。  
⇒1. 2. の条件が備わっていること。

<生前に納骨堂の予約をする方>

1. 申請者本人が使用すること。
2. 申請者本人が市内に住所を有すること。  
※ 市内に引き続き3ヶ月居住している者。  
または、  
申請者本人が本市に居住する目的で市内に家屋、土地を有すること。  
⇒1. 2. の条件が備わっていること。

<他の墓地等(墓地や納骨堂)から改葬する方>

1. 申請者が改葬元の墓地等の現使用者であること。  
もしくは、改葬元の墓地等の現使用者の縁故者(配偶者、3親等以内の血族、2親等以内の姻族、養父母、養子)であること。
  
2. 申請者が、市内に住所を有すること。  
※ 市内に引き続き3ヶ月居住している者。  
または、  
申請者が、本市に居住する目的で市内に家屋、土地を有すること。  
または、  
改葬元の墓地等が市内であること。  
⇒1. 2. の条件が備わっていること

<その他>

- 市営墓地(向本折、菩提)をお使いのまま納骨堂、合葬墓を使用することができます。  
※ 詳細は、ご相談ください。

## 8. 手続きの流れについて

資格審査で申込資格がないことが判明した場合、または必要書類の提出（※郵送も可）がない場合などには、使用許可を受けることができません。

### 1. 申請受付と 資格審査

申込みされた方のご使用に関する資格審査を行います。  
必要書類をご提出いただきますが、審査の過程で、追加の書類が必要になる場合もあります。

### 2. 納付書の 発行

申込資格を満たしている方には、後日「使用料の納付書」を送付いたします。支払期日までに指定された金額をお納めください。

### 3. 使用許可証 の発行

ご入金を確認後、「使用許可証」と「収蔵届」を送付いたします。

### 4. 納骨予約

遺骨を納骨する場合には、予約が必要です。  
先に送付しました「収蔵届」に収蔵希望日時を記入し、「火葬許可証」などを添付して希望日の3日前（土日、祝日を除く）までに建築住宅課へご提出ください。

### 5. 使用(納骨) の開始

納骨堂へ予約日時に遺骨をご持参ください。  
合葬墓に収蔵する方は、事前にお渡しします納骨袋へ遺骨を納めてご持参ください。  
後日、合葬墓へ移します。

## 9. 必要書類について

「使用許可申請書」に下記の必要種類を添えて建築住宅課まで持参または郵送にてお申込みください。

### ■ 遺骨を所持している場合または他の墓地等(墓地や納骨堂)から改葬する場合

	提出書類	書類の内容・留意事項
必ず提出	使用許可申請書	火葬許可証または改葬許可証に記載の申請者による申請でない場合は関係を示す書類が必要となる場合があります。
	申請者の住民票	住民票抄本（本籍記載、マイナンバー記載なし）
	火葬許可証 （遺骨所持の場合） または 改葬許可証 （改葬の場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火葬済みである旨が証されたもの紛失した場合は再発行について火葬場にお問い合わせください。</li> <li>・改葬元の墓地等の市町村が発行したもの ※1</li> </ul>
必要な場合	申請者と被収蔵者 （改葬元墓地等の現使用者）との関係を示す書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・祭祀主宰者 葬儀や法事などの主催したことを示すものなど（領収書、会葬礼状など）</li> <li>・縁故者（配偶者、3親等内血族、2親等内姻族、養父母、養子）関係を証するもの（戸籍など）</li> </ul>
	その他	事情によりその他書類が必要となる場合があります。

※1 改葬元墓地等の現使用者と異なる者が発行を申請する場合に現使用者からの承諾や承継の手続きが必要な場合があります。

また、改葬元墓地等の管理者による埋蔵、収蔵の証明が必要です。詳しくは改葬元墓地等の市町村にお尋ねください。

■ 生前に納骨堂の使用を予約する場合

	提出書類	書類の内容・留意事項
必ず提出	使用許可申請書	生前予約は、必ず本人が申込みをすること
	申請者の住民票	住民票抄本(本籍記載、マイナンバー記載なし)
必要な場合	本市に居住する目的で市内に家屋、土地を有する証明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産税の課税明細</li> <li>・課税台帳(名寄帳)</li> <li>・法務局発行の事項証明(登記簿)</li> </ul> など所有を証するもの その他の書類が必要な場合があります。

## 10. 納骨堂、合葬墓への収蔵手続きについて

- 使用許可日から1年以内に遺骨を収蔵してください。(生前予約を除く)
- 申込みをしてから、遺骨を収蔵するまでに添付書類の入手や各種手続きに時間がかかりますので、あらかじめご了承ください。
- 遺骨の収蔵をお急ぎの方がありましたら、事前にご相談ください。  
 ただし、ご希望にそえない場合もありますので、その点を十分ご理解のうえ、お申込みください。

## 11. その他注意事項

1. 納骨堂、合葬墓をご使用の方、また生前予約された方が亡くなられても承継（名義変更）の手続きは不要です。  
※ ただし、納骨堂での収蔵中に遺骨の返還を希望し、納骨した方が亡くなられている場合は承継のお手続きが必要となります。
2. 生前予約された方は、身内の方に生前予約をした旨をお伝えいただくなど、納骨のお手続きにもれが生じないようにしておいてください。
3. 生前予約された方が亡くなり、その遺骨を収蔵される方は「収蔵届」に収蔵希望日時を記入し、使用許可証と火葬許可証を添付して希望日の3日前（土日、祝日除く）までに建築住宅課へ提出してください。
4. 使用者の本籍・住所・氏名に変更が生じた場合、「住所等変更届」をご提出ください。
5. 納骨堂、合葬墓を使用するにあたっては、「墓地、埋葬等に関する法律」、「小松市墓地等の設置及び管理等に関する条例」、「同条例施行規則」に定められている規定を遵守していただきます。

### ■ 申込み・問い合わせ先

小松市役所2階 建築住宅課

〒923-8650 石川県小松市小馬出町91番地

電話 0761-24-8159 FAX 0761-23-6403  
平日（※ 土日、祝日及び年末年始を除く）時間 8時40分から17時25分